

議案第10号

岩倉市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

岩倉市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年2月26日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市職員の服務の宣誓に関する条例(昭和46年岩倉市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(趣旨)」を付する。

第2条中「または」を「又は」に、「第1号様式」を「様式第1」に、「消防職員にあつては第2号様式」を「、消防職員にあつては様式第2」に、「行なつては」を「行つては」に改める。

第1号様式及び第2号様式を削る。

附則の次に様式として次の2様式を加える。

様式第1 (第2条関係)

宣 誓 書

私は、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを誓います。

年 月 日

氏名

様式第 2 (第 2 条関係)

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを誓います。

年 月 日

氏名

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。